

# 熊本県公報

号外 第 16 号の 9  
平成 19 年 3 月 30 日 (金)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

### 条 例

- 熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例……………(税 務 課) 1

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例

- 1 適用期限の延長  
過疎地域内における県税の課税免除、半島振興地域の区域内における県税の不  
均一課税及び離島振興地域内における県税の課税免除に係る適用期限を「平成 19  
年 3 月 31 日まで」から「平成 21 年 3 月 31 日まで」に延長することとした。(第  
4 条の 2 第 1 号ア、第 4 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 4 条の 7 第 1 項第 1 号ア関係)
- 2 その他規定の整理を行うこととした。(第 5 条関係)
- 3 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとした。

### 条 例

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

#### 熊本県条例第 42 号

熊本県税特別措置条例の一部を改正する条例  
熊本県税特別措置条例（昭和 39 年熊本県条例第 5 号）の一部を次のように改正する。  
第 4 条の 2 第 1 号ア、第 4 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 4 条の 7 第 1 項第 1 号ア中「平成  
19 年 3 月 31 日」を「平成 21 年 3 月 31 日」に改める。  
第 5 条中「第 11 条」を「第 17 条」に改める。  
附 則  
この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

